

原 安 第 1 8 4 号  
令和8年(2026年)6月10日

九電消費者株主の会 代表者 様

佐賀県知事 山口 祥義

再質問書への回答について

2026年4月13日付けで提出のあった再質問書については、別紙のとおり回答します。

## 2026年4月13日付け再質問書への回答

### 問1

我が国の原子力利用に関する政策やプルトニウム利用政策などについて、政府に政策提言を行う原子力委員会が、「我が国は必要以上のプルトニウムは保有しない」と一貫して世界に向けて発信しています。県の回答は、「我が国は必要以上のプルトニウムは保有しない」という原子力委員会の70年に及ぶ方針に対し、「それは違う」と異を唱えているのでしょうか。それとも県も「我が国は必要以上のプルトニウムは保有しない」という原子力委員会の方針については理解（承知）されているのでしょうか。

どちらの立場なのかお答えください。

(答)

- 国は、第7次エネルギー基本計画にて「利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を堅持し、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」（2018年原子力委員会決定）を踏まえ、プルトニウム保有量を適切に管理し、削減に取り組む」としています。
- 核燃料サイクルの推進などエネルギー政策に関しては、安全性の確保を大前提として国及び事業者が責任を持って決めるべきことであり、県はそれぞれに説明責任を果たすように求めています。

### 問2

「核燃料サイクルについては、国と事業者が責任を持って進め、それぞれが責任を果たすべきと考えています」とのことですが、県は核燃料サイクルについてどのように理解されているのかお答えください。

(答)

- 国は、第7次エネルギー基本計画にて「資源の有効利用、高レベル放射性廃棄物の減容化・有害度低減等の観点から、使用済燃料を再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用する核燃料サイクルの推進を基本的方針」としています。
- 県としては、原子力発電に頼らない、再生可能エネルギーを中心とした社会を実現できれば、これほど素晴らしいことはないと考えていますが、再生可能エネルギーはその安定供給に課題があり、現時点では一定程度原子力発電に頼らざるを得ない状況であると認識しています。
- 核燃料サイクルの推進などエネルギー政策に関しては、安全性の確保を大前提として国及び事業者が責任を持って決めるべきことであり、県はそれぞれに説明責任を果たすように求めています。

### 問3

玄海3号プルサーマルで装荷された MOX 燃料 16体のプルトニウム量は約0.7トン」でしたか、というのが質問です。プルトニウム量が約0.7トンであったかどうかは承知していないというのが県の見解でしょうか。

(答)

- 九州電力は、玄海3号機のプルサーマル計画において、最大48体の MOX 燃料を装荷する許可を受けており、それに含まれるプルトニウム量は約2トンとしています。
- 九州電力に確認したところ、上記の内容に基づく MOX 燃料16体のプルトニウム量は「約0.7トン (2 t /48体×16体=0.67 t)」とされています。

### 問4

使用済燃料 1体を再処理すると約4.6kgのプルトニウムを取得できます。MOX 燃料集合体 16体の製造に必要なプルトニウム量は約0.7トンです。従って、使用済燃料 130体を再処理すると必要なプルトニウムを取得できることとなります。こういう認識で間違いないでしょうか。

(答)

- 貴会が行われる試算について、お答えすることはありません。

### 問5

「九電の使用済燃料はプルサーマル運転1回分に必要なプルトニウムが取得できる130体しか再処理することができません。」という私の指摘が、「仮定に基づく」と判断されているのかなと思います。そういう認識で間違いないでしょうか。もし県がそういう認識であるとするならば、「九電は好きなだけ再処理できる」ので再処理量に制限はないというのが、県の立場であると判断して宜しいでしょうか。

(答)

- 国は第7次エネルギー基本計画にて「利用目的のないプルトニウムは持たないとの原則を堅持し、「我が国におけるプルトニウム利用の基本的な考え方」(2018年原子力委員会決定)を踏まえ、プルトニウム保有量を適切に管理し、削減に取り組む」としています。
- その上で、使用済燃料については、全て再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用することが国の基本の方針です。
- 使用済燃料の再処理などエネルギー政策に関しては、安全性の確保を大前提として国及び事業者が責任を持って決めるべきことであり、県はそれぞれに説明責任を果たすように求めています。

#### 問6

ガラス固化事業が成功するかどうか、佐賀県が玄海原発敷地内乾式貯蔵施設建設に同意するかどうかの重要な判断材料になったものと思われませんが、そうではなかったのですか。お答えください。

県が再処理事業は計画通りに進み、ガラス固化作業も支障なく進むと判断した根拠をお示しください。

(答)

- 使用済燃料については、全て再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用することが国の基本的方針です。
- 使用済燃料の再処理などエネルギー政策に関しては、安全性の確保を大前提として国及び事業者が責任を持って決めるべきことであり、県はそれぞれに説明責任を果たすよう求めています。
- 日本原燃(株)の再処理工場については、原子力規制委員会において設備の設計や工事に関する審査が続いており、日本原燃では2026年度中の竣工を目標に進められていますが、これまで何度も竣工目標の延期が繰り返されており、県として強い問題意識をもって注視しているところです。
- なお、県は、乾式貯蔵施設の設置計画を了解するにあたり、佐賀県原子力安全専門部会の助言等を踏まえ、
  - ・ 原子力規制委員会により、法令上の要求事項に適合することが確認されていること
  - ・ 九州電力の計画と原子力規制委員会の審査結果に不合理な点がないことを確認しています。

#### 問7

「六ヶ所再処理工場燃料プールにはすでに2968トンの使用済燃料が保管されています(貯蔵能力3000トンの約99%)。また、使用済燃料を使った試験運転で425トンを再処理し、約346m<sup>3</sup>もの高レベル廃液が生まれ、現在も約245m<sup>3</sup>の廃液が貯蔵されています。六ヶ所再処理工場の高レベル廃液最大貯蔵量は680m<sup>3</sup>であり、廃液が680m<sup>3</sup>に達するまでは再処理は可能です。」という回答でしょうか。

(答)

- 使用済燃料の再処理などエネルギー政策に関しては、安全性の確保を大前提として国及び事業者が責任を持って決めるべきことであり、県はそれぞれに説明責任を果たすよう求めています。

- 六ヶ所再処理工場の運営管理方針については、日本原燃㈱にお尋ねください。

#### 問 8

九州電力は現時点で約5500体の使用済燃料を保管しています。この使用済核燃料を再処理すると、約25トンのプルトニウムが取得できます。プルトニウムはMOX燃料に加工できますが、玄海3号プルサーマルで使用されるプルトニウム量は1回の運転で約0.7トンです。約25トンのプルトニウムで42回分のMOX燃料を製造できます。原発は13ヶ月運転、3ヶ月定期検査という1サイクル16ヶ月で運転します。とすると42回分のMOX燃料は57年分となります。玄海3号機は32年経過しており、90年運転は許可されません。現時点で保管する使用済燃料で約25トンのプルトニウムを取得できたとしても、その半分も消費できません。それにもかかわらず使用済燃料は今後も運転ごとに4原発で約240体ずつ溜まっていきます。佐賀県はこうした問題を理解したうえで、乾式貯蔵施設の建設を了解したのでしょうか。

「県は、国と九州電力に対して、この方針を確認した上で、乾式貯蔵施設の設置計画について了解しました。」とあります。

県が確認した内容について、具体的に教えてください。

(答)

- 使用済燃料については、すべて再処理し、回収されるプルトニウム等を有効利用することが国の基本方針です。
- 使用済燃料の再処理などエネルギー政策に関しては、安全性の確保を大前提として国及び事業者が責任を持って決めるべきことであり、県はそれぞれに説明責任を果たすよう求めています。
- なお、県は、乾式貯蔵施設の設置計画を了解するにあたり、佐賀県原子力安全専門部会の助言等を踏まえ、
  - ・ 原子力規制委員会により、法令上の要求事項に適合することが確認されていること
  - ・ 九州電力の計画と原子力規制委員会の審査結果に不合理な点がないことを確認しています。